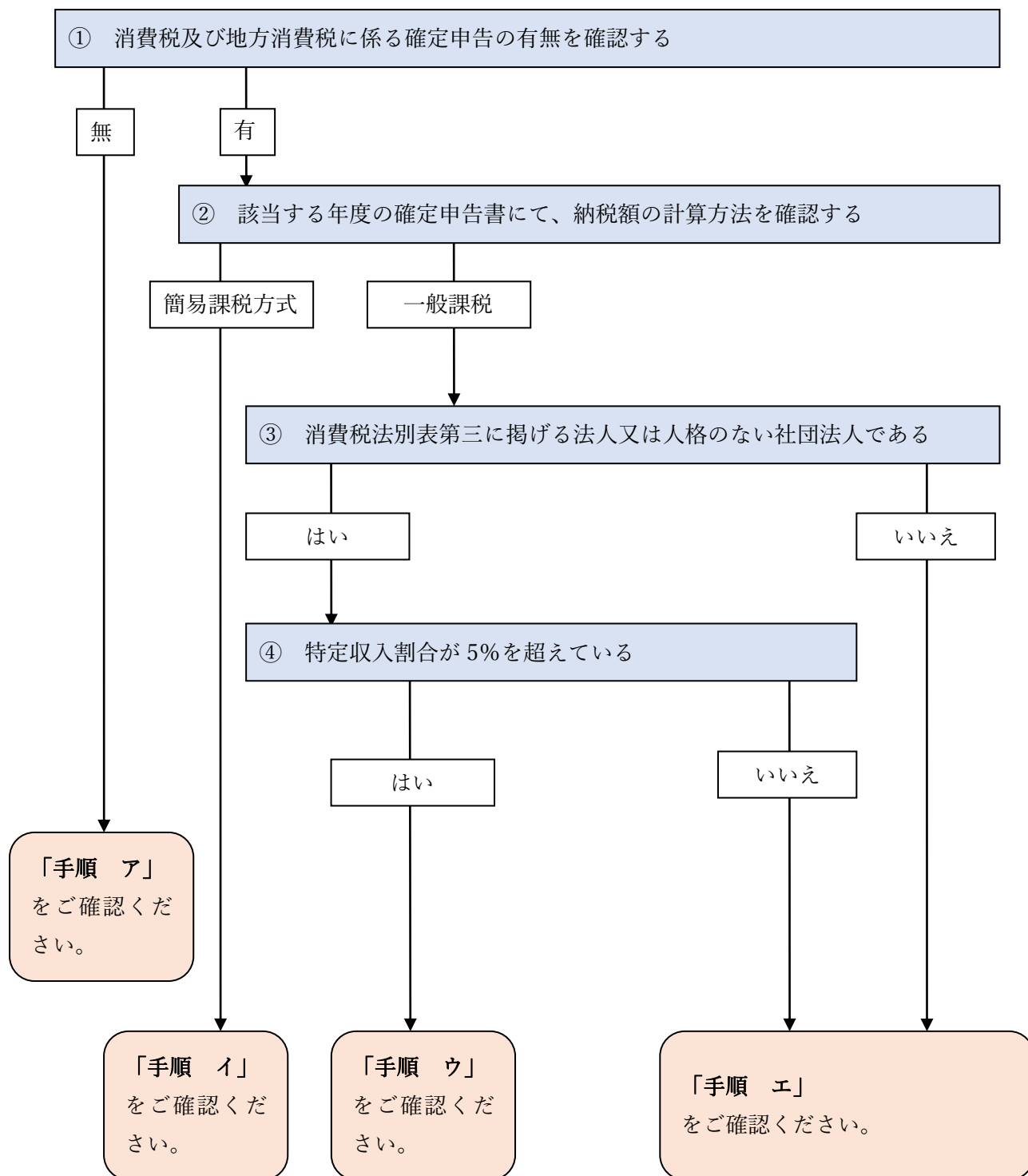


報告書作成手順



手順 ア：消費税の申告義務がない場合

必要な提出書類

- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- 積算内訳書

- ① 必要項目を漏れなく入力し書類を作成してください。
- ② 「スマート申請」にて報告を行ってください。

手順 イ：簡易課税方式で確定申告を行っている場合

必要な提出書類

- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- 積算内訳書
- 補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙

- ① 「報告書」及び「積算内訳書」について、必要項目を入力して書類を作成してください。
- ② 補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙を確認し、「簡易課税用」であることを確認してください。
- ③ 「スマート申請」にて報告を行ってください。

この用紙はとじこまないでください。 GK0405

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 都指定

通信日付印 確認 個人番号カード 通知カード・運転免許証 身元確認 所在地

令和 年 月 日 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日

（中間申告 自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日）
（対象期間 至 令和 年 月 日）

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
消費税額							000					
員額課税に係る消費税額												
控除対象仕入税額												
返還等対価に係る税額												
税債償れに係る税額												
控除税額小計												
控除不足還付税額												
差引税額									00			
中間納付税額									00			
納付税額									00			
中間納付還付税額									00			

付割賦基準の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 31

記延払基準等の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 32

工事進行基準の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 33

現金主義会計の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 34

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 35

区分課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合 %

第1層 ☐ 第2層 ☐ 第3層 ☐ 第4層 ☐ 第5層 ☐ 第6層 ☐

特例計算適用(令5) ☐ 有 ☐ 無 ☐

令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

確定申告書が「簡易課税用」であることを確認してください。

手順 ウ：特定収入割合が5%を超えている場合

必要な提出書類

- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- 積算内訳書
- 補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙
- 確定申告書の付表2
- 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5

- ① 「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5」の内、計算表3中の「特定収入割合」の数字が5%以上かを確認します。
- ② ①で5%以上である場合、その数値を用いて、「積算内訳書」と「報告書」を作成してください。
- ③ 「スマート申請」にて報告を行ってください。

<注意点>

「公共・公益法人等」に適用される特例規程のため、一般企業や個人事業者には適用されません。

※「公共・公益法人等」の例

公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円
特定収入の合計額（計算表2(1)⑩A）	②	
分母の額（①+②）	③	
特定収入割合（②÷③）	④	%

（注）④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○ 特定収入割合が

- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。「計算表4、5」の作成を行います。
- ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を提出し、報告書の作成を行います。

「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5」の内、計算表3中の「特定収入割合」の数字が5%以上かを確認してください。

※提出の際は、計算表1～5の全てが必要です。

手順 エ：一般課税の場合

必要な提出書類

- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- 積算内訳書
- 補助金を計上した年度の消費税の確定申告書の表紙
- 確定申告書の付表 2

① 「確定申告書」の「控除税額の計算方法」に記載されている計算方式を確認してください。

※全額控除、一括比例配分方式、個別対応方式のいずれかです。

② ①で確認した計算方式を基に、「積算内訳書」の「控除税額の計算方法」を選択してください。

③ 「積算内訳書」の補助対象経費の内訳を記載してください。

④ 「確定申告書の付表 2」を基に、課税売上割合の金額を入力してください。

⑤ 積算内訳書で計算された結果を基に、「報告書」を作成してください。

※補助対象経費が非課税仕入のみの場合や、補助対象経費を非課税売上対応分として申告している場合は、仕入控除税額は 0 円になります。

⑥ 「スマート申請」にて報告を行ってください。

この用紙はとじこまないでください。

G K O 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
個人番号 又は法人番号	(個人番号の記載に当たっては、支庁を省略とし、ここから記載してください。)
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

※	一連番号	
税務署	申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等	庁指定 局指定
署	通信用印	確認
処理	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他	身元確認
備考	指定期間	相違区分1 区分2 区分3

平成 年 月 日
令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 平成 年 月 日
令和 年 月 日)
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額①	0 0 0
消費税額②	
控除適大調整税額③	
控除対象仕入税額④	
返還等対価に係る税額⑤	
税割れに係る税額⑥	
控除税額小計⑦ (④+⑤+⑥)	
控除不足還付税額⑧ (⑦-③-⑥)	
差引税額⑨ (②+⑧-⑦)	0 0
中間納付税額⑩	0 0
納付税額⑪ (⑩-⑨)	0 0
中間納付還付税額⑫ (⑩-⑨)	0 0
この申告書 が修正申告 である場合 の差引納付税額⑬	0 0
課税売上 税割れ の対価の税額⑭	
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額⑮	0 0
課税標準 額⑯	
中間納付還付税額⑰	0 0
納付還付税額⑱ (⑰-⑯)	0 0
中間納付還付還付税額⑲ (⑱-⑰)	0 0
この申告書 が修正申告 である場合 の課税標準 額⑳	0 0
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額㉑	

⑧=(①-②)-(④-⑤-⑥-⑦) 修正申告の場合は⑧+③
⑯が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第一表
令和元年十月一日以後
の期間分(一般用)

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
	延払基準等の適用	有	無	32
	工事進行基準の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35
課税方法	課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	個別対応 方式	一括比例 配分方式	41
	上記以外	全額控除		
基準期間の 課税売上高				千円

この欄に「○」が記入されている
計算方法を「積算内訳書」で選択
してください。

第4-10号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間	～	氏名又は名称	
項目	税率 6.24 % 適用	分税率 7.8 % 適用	分合 計 (A+B)
課税売上額（税抜き）①	A	B	C
免税売上額②			
非課税資産の譲渡等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③			
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）④			
課税資産の譲渡等の対価の額④の金額⑤			
非課税売上額⑥			
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）⑦			
課税売上割合（④÷⑦）⑧			
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨			
課税仕入れに係る消費税額⑩			
特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪			
特定課税仕入れに係る消費税額⑫			
課税貨物に係る消費税額⑬			
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の算入（加算又は減算）額⑭			

この欄の金額を、積算内訳書の「8 課税売上割合」の「① 課税資産の譲渡等の対価の額」に入力してください。

この欄の金額を、積算内訳書の「8 課税売上割合」の「② 試算の譲渡等の対価の額」に入力してください。

8 課税売上割合（全額控除、一括比例配分方式、個別対応方式のいずれかの場合のみ記入）

① 課税資産の譲渡等の対価の額	円
② 資産の譲渡等の対価の額	円
③ 課税売上割合（E）	

※課税売上割合の小数以下は、原則四捨五入せず、返還額については円未満を切り捨てます。ただし、消費税の申告において、端数処理した場合はその割合を用います。

9 特定収入割合（消費税法第60条別表3に掲げる法人かつ特定収入割合が5%を超える場合のみ記入）

特定収入割合が5%を超える場合は法政額が0円となりますが、特定収入割合がわかる資料を添付してください。